



ベイヒルズSR通信

〒221005 横浜市神奈川区栄町 11 KDX 横浜ビル 6 階
TEL : 045-450-6701 (平日 9:00 ~ 17:00)
FAX : 045-450-6706



【今月の一言】

特別に何か対策をしているわけではありませんが、ありがたいことに花粉症は年々軽くなってきています。代わりに、気圧による頭痛が重くなってきたような気が…

以前は頭痛薬を飲んでいましたが、あまり効果を感じられずにいました。そこで試してみた市販の漢方薬が予想以上に良く、個人的におすすめです！

季節の変わり目、皆さまも体調に気をつけてお過ごしください。 (事務員 S)

それでは今月もベイヒルズSR通信をお届けいたします。

厚生労働省が「職務給の導入に向けた手引き」を公表しました

◆注目が集まる職務給

厚生労働省は「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」を、「リ・スキリングによる能力向上支援」、「成長分野への労働市場円滑化」と並ぶ三位一体の労働市場改革の柱の1つとされているとしています。

そのこともあり、近年、社員の役割や職務に基づいた給与である職務給に、企業や社員の注目が集まっています。職務給を導入している企業からも、職務給を支給されている社員からも、メリットを実感しているという声があがっています。

厚生労働省では今年 2 月、「職務給の導入に向けた手引き」を公表しました。

◆導入に向けた手引きの公表

この手引きでは、職務給を「基本給における『役割・職務の重要度』に基づいて決定される部分」ととらえています。企業が職務給の導入を考えるにあたっては、具体的な導入手順や職務給の制度を知るだけでなく、職務給がどのような導入状況にあるのかを知る必要があるということで、手引きでは、以下の内容がまとめられています。

- ① 職務給を導入している企業の特徴
 - ② 企業・社員が感じている職務給のメリット
 - ③ 企業による職務給を導入するにあたっての取り組み・工夫
 - ④ 職務給の課題
- 興味はあるけれど制度変更はたいへんそうと躊躇している企業や、職務給制度導入を決めたけれど、実際何から始めたらよいかわからないといった企業もあることでしょう。ご検討の際は、弊所にご相談ください。

【職務給 導入促進に向けた周知・広報資料】

4 月から教育訓練を受けると基本手当の給付制限が解除されます

雇用保険の被保険者が正当な理由がなく自己の都合によって退職した場合には、基本手当の受給資格決定日から 7 日間の待機期間満了後 1 ~ 3 か月間は基本手当を支給されません(「給付制限」といいます)。

2025 年 4 月以降にリ・スキリングのために教育訓練等を受けた(受けている)場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できるようになりました。

◆給付制限が解除され基本手当を受給できる方

次のいずれかの教育訓練等(2025 年 4 月 1 日以降に受講を開始したものに限る)を離職日前 1 年以内に受けた方(途中退校は該当しません)または離職日以後に受けている方

- ① 教育訓練給付金の対象となる教育訓練
- ② 公共職業訓練等
- ③ 短期訓練受講費の対象となる教育訓練

- ④ ①~③に準ずるものとして職業安定局長が定める訓練

◆給付制限解除のイメージ

離職前 1 年以内に教育訓練等を受けたことがある場合は、待機満了後から給付制限が解除されます。離職日以後に教育訓練を受ける場合は、受講開始日以降給付制限を受けないことになります。

◆教育訓練等を受けた(受けている)場合の申し出

受講開始以降、受給資格決定日や受給資格決定後の初回認定日(初回認定日以降に受講を開始した場合は、その受講開始日の直後の認定日)までに申し出る必要があります。

給付制限期間が 2 か月以上で、初回認定日以降かつ給付制限期間中に教育訓練等の受講を開始する場合には、申し出の期限に注意が必要です。

- ① 「初回認定日」以降かつ「認定日の相当日」前である場合は、受講開始日直後の「失業認定日に相当する日」までに申し出をする必要があります。
- ② 「認定日の相当日」以降かつ「給付制限期間満了後の失業認定日」前である場合は、「給付制限期間満了後の失業認定日」までに申し出をする必要があります。

【厚生労働省「令和 7 年 4 月以降に教育訓練等を受ける場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できます」】

4 月の税務と労務の手続

【提出先・納付先】

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

[郵便局または銀行]

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
<前月以降採用の労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

15 日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出

[市区町村]

30 日

- 預金管理状況報告提出[労働基準監督署]

- 労働者死傷病報告の提出
<休業 4 日未満、1 月~3 月分>

[労働基準監督署]

- 健保・厚年保険料の納付

[郵便局または銀行]

- 健康保険印紙受払等報告書の提出

[年金事務所]

- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出

[公共職業安定所]

- 外国人雇用状況の届出
(雇用保険の被保険者でない場合)

<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]

- 公益法人等の法人住民税均等割の申告納付

[都道府県・市町村]

- 固定資産税・都市計画税納付<第 1 期>

[郵便局または銀行]

※都・市町村により異なる場合がある。

- 土地価格等縦覧帳簿
・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間

(4 月 1 日から 20 日または第 1 期目の納期限までのいずれか遅い日以降の日までの期間)